

ホームインスペクター倫理行動規定を追加しました

先般ご案内いたしましたとおり、ホームインスペクター倫理行動規定を変更（追加）いたしました。
具体的には、以下の条文です。

1 ホームインスペクターは、依頼者の紹介を受けたことに対する謝礼

その他の対価を支払ってはなりません。

2 ホームインスペクターは、依頼者の紹介をしたことに対する謝礼

その他の対価を受け取ってはなりません。



ホームインスペクターが不動産業者などを営業でまわる際に

「ホームインスペクションの紹介をお願いします。つきましては紹介料を支払います」

といった、金銭の授受をやめよう、ということです。（営業活動はもちろん構いません）

協会定款では「倫理規定の変更は、理事会で行う」とされておりますが、本件は非常に重要なことですので、会員のみなさまからパブリックコメントをお受けし、参考にさせていただきながら最終決定を致しました。

● 弁護士の世界はどうなっているか

たとえば「弁護士職務基本規程」には以下のような記載があります。

第13条（依頼者紹介の対価）

1. 弁護士は、依頼者の紹介を受けたことに対する謝礼その他の対価を支払ってはならない。
2. 弁護士は、依頼者の紹介をしたことに対する謝礼その他の対価を受け取ってはならない。



● 司法書士はどうか

「司法書士倫理」にも同様、以下のような記述が。

（不当誘致等）

第13条司法書士は、不当な方法によって事件の依頼を誘致し、又は事件を誘発してはならない。

2. 司法書士は、依頼者の紹介を受けたことについて、その対価を支払ってはならない。
3. 司法書士は、依頼者の紹介をしたことについて、その対価を受け取ってはならない



● アメリカのホームインスペクターは？

私どもが設立時に参照した「ASHI（アメリカホームインスペクターズ協会）」の倫理規定（Code of Ethic）には、このような取り決めがあります。

第1条

- C. インスペクターは、不動産取引の契約や居住に利害関係のある不動産業者等に対して、インスペクションの委託や推奨インスペクターのリスト掲載などに関し、直接・間接に対価を支払ってはなりません。
- D. インスペクターは依頼者の了承なしに一方以外からの報酬を受け取ってはなりません。
- E. インスペクターは、インスペクションをした物件に関する「契約」「サービス」「製品物件」の推奨に関して直接・間接的に対価を受取りません。

以上のように、ホームインスペクターについても弁護士や司法書士、あるいはアメリカのホームインスペクターズ協会と同様の倫理水準にしたいと考えております。